

## 新設規制に関する事前評価書

＜特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案に基づく規制の新設＞

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車検査機関の登録
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号：03-5521-8302 e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、技術基準に適合していることの確認を効率的に行う。
規制の内容	特定特殊自動車検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条で準用する第19条～第24条
規制の必要性	大気環境の状況については、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にあり、浮遊粒子状物質等に係る大気環境基準の早期達成を図ることが求められている。現在、公道を走行しない特殊自動車の排出ガスは規制の対象外となっており、その排出量は、看過できない水準に達している。このため、公道を走行しない特殊自動車に対して、新たに排出ガス規制を導入することが必要である。
期待される効果	特定特殊自動車の技術基準に適合していることを確認するための検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。
想定される負担	特定特殊自動車検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行うことができることとするか、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。